

J R 東海労幹関西地「申」第22号
2023年3月15日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「SEK専用洗濯機設置許可についての確認と設置」の申し入れ

現在、関連会社の新幹線エンジニアリング株式会社（SEK）大阪支社内修繕職場（「仕業」担当者）に、JR東海労組合員が出向させられ、新幹線車両の屋根上作業及び客室内の点検・修繕を行っている。

今後、気温が上昇し暑くなると非常に多くの汗をかくことになり、体調管理の観点等から、こまめに下着や制服等の着替えが必要である。しかし現状は、持参できる下着や制服に限りがあり、現場での洗濯・乾燥もできないため、仕方なく汚れや汗に濡れた下着や制服で客室の点検・修繕を行わざるを得ない状態である。この状態では、空調での冷え込みと外気の温度差などにより健康を損なう恐れがあるだけでなく、座席等の車内設備を汚損する恐れもある上、濡れた衣類などによる動きづらさから労働災害発生の恐れすらある。以前から組合員はSEK管理者に対して、仕業担当者詰所付近にSEK専用の洗濯機や衣類乾燥機の設置を求めているが、未だに設置されていない。その理由を確認すると「SEKからJRに洗濯機と衣類乾燥機の設置をお願いしているが、許可が下りない」との話がある。よって、この話が事実かどうか確認すると共に、早急な対応を求めて団体交渉を開催すること。

記

1. SEKから洗濯機設置についての要求があったのか明らかにすること。
2. 要求があったのなら、どう判断したのか理由も含めて明らかにすること。
3. 現状のままでは、SEK社員の健康を損なう恐れ、座席等の車内設備汚損の恐れ、労働災害発生の恐れがある。JR東海は関連会社であるSEK社員に対する安全配慮義務があり、かつ施設管理権者としての立場である。早急に洗濯機と類乾燥の設置許可または設置を行うこと。

以上